

委員会提出議案第1号

伊都・橋本地域に地方・家庭裁判所支部を設置すること等を  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

平成29年12月15日 提 出

提出者 総務委員会

委員長 井 上 勝 彦

## 伊都・橋本地域に地方・家庭裁判所支部を設置すること等を求める意見書

平成 29 年 11 月時点で、伊都・橋本地域には人口約 9 万人弱が生活している。これに対して、当該地域を管轄する裁判所は、橋本簡易裁判所及び妙寺簡易裁判所はあるものの、地方裁判所・家庭裁判所の支部はなく、和歌山家庭裁判所妙寺出張所（以下、単に「妙寺出張所」という。）があるだけである。そのため、訴額が 140 万円を越える民事訴訟事件、民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、和歌山市内にある和歌山地方裁判所で行う必要がある。また、家庭裁判所で執り行うことのできる事件でも、妙寺出張所では、家事事件の受付のほか、一部の家事調停及びわずかの家事審判事件が実施されているだけであり、妙寺出張所で受け付けられた家事調停事件であっても必ず妙寺出張所で調停期日が行われるとは限らず、仮に妙寺出張所で調停期日が行われたとしても、その期日は 1 か月に 1 回しか行われない運用となっている上、調停が不成立となって審判に移行したり、訴訟提起をしなければならなくなったりした場合には、和歌山市内にある和歌山家庭裁判所で行う必要がある。

ところが、同庁への公共交通機関は、日中 1 時間に 1 本程度しか運行されていない JR 和歌山線で乗車時間約 1 時間を要し、駅からの移動を考慮すると、約 1 時間 30 分程度を予定しておく必要がある。そのため、自家用車を運転できない高齢者等の交通弱者や、自家用車を保有していない住民の裁判所へのアクセスは極めて不便である。また、自家用車を利用することのできる住民であっても、橋本市中心部から和歌山市内までは、近時の道路交通事情の改善を踏まえても片道 1 時間程度を要し、高野町からはさらに長時間の運転を強いられる。そのため、裁判所へのアクセス障害を理由に裁判による解決を断念する住民が相当数存する可能性があるが、これでは、憲法第 32 条の要請する裁判を受ける権利を大幅に制約するものといわざるを得ない。

このような状況を改善するため、和歌山地方・家庭裁判所支部の設置が早急に実現されなければならない。

また、現在、取扱事件の数や種類が制限されており、1 か月に 1 回しか調停期日が行われない運用とされている妙寺出張所についても、更に、伊都・橋本地域の住民が利用しやすくなるよう、取扱事件の数や種類のほか、調停期日が行われる頻度も大幅に拡大させなければならない。

よって、国においては、速やかに伊都・橋本地域の裁判機能を充実強化し、もって地域住民の裁判を受ける権利を実効化するため、次の事項にかかる措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 できる限り早急に、伊都・橋本地域に和歌山地方・家庭裁判所支部を設置すること。
- 2 前項の目的が実現されるまでの間、直ちに、妙寺出張所において取り扱うことのできる事件の数や種類のほか、調停期日が行われる頻度を大幅に拡大させるための人的物的体制を確保し、予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣